

第 27 号議案

東京都台東区みどりの条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 13 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、みどりの審議会の名称を改めるため提出します。

東京都台東区みどりの条例の一部を改正する条例

東京都台東区みどりの条例（平成４年１０月台東区条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２３条第２項及び第３項中「東京都台東区みどりの審議会」を「東京都台東区花とみどりの審議会」に改める。

付 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２ 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１２月台東区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表中「東京都台東区みどりの審議会」を「東京都台東区花とみどりの審議会」に改める。